

DIGEST 平成26年 9月定例会の結果

議員数=22名 表決参加議員数=20名（欠席議員1名）※議長は表決には加わりません。

赤字=議員が提出した議案 その他=市長提出議案

<8月26日～9月17日/会期23日間> 9月定例会には市長提出議案35件が提出されました。また意見書案1件、請願3件、陳情2件についても審議しました。（陳情は採択しません）認定議案10件は継続とし、10月の臨時会で採決しました。

議案名 第77号 三田市市政への市民参加条例の制定について

三田市まちづくり基本条例第19条の規定に基づき、市政への市民参加の手続その他必要な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを推進するため、当該条例を制定しようとするもの。

「市政への市民参加が市民の多様な意見等が市政に活かされることを期して行われること。」「市政への市民参加が施策等の内容に応じて、適切な時期及び方法により行われること」を基本原則としている。

具体的な市民参加の対象事項等は下表のとおり

対象事項	市民意見を聴く手続
(1) 市の憲章、宣言等	(1) 附属機関により市民意見を聴く手続
(2) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等	(2) パブリックコメント手続
(3) 市政における基本的な事項を定める条例	(3) 意向調査手続
(4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例	(4) ワークショップ手続
(5) 上記に掲げるもののほか、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等	(5) 公聴会手続
	(6) 意見交換会手続
	(7) その他の手続



賛成 可決に 反対

【草莽の会】福田、今北 【新政みらい】佐貫、肥後、田中、厚地
【市民の会第一】関口、家代岡 【市民の会第二】檜田、坂本
【日本共産党】長尾、長谷川、中田 【公明党】大西、松岡、平野
【無党派】北本

【草莽の会】笠谷、森本、前中

議案第77号賛成討論：多文化共生は総合計画にしっかりと明記されており、市内在住の外国人の方々が地域の一員として、地域づくりに参加・参画されることが期待され、実際に多くの方々が地域づくりに積極的に取り組んでおられる。その方々が外国人か否かによって地域づくりの担い手として取り扱いが区別される理由は見出せず、その内容が三田市のまちづくりにとって必要であるか、有益であるかによって判断すべきものである。さらに市民からの提案の採否や活用可否の最終的な判断は法律上の権限を有する市長や議会に委ねられており、その提案を条例や予算により具体化するにあたっては議会において充実した議論等を行い、適切に判断することによって対応すべきである。この条例案は、まちづくり基本条例に定める市民主体のまちづくりに大きく寄与するものであり、市の施策の内容をより充実させることに資するものであることは明らかであると考えます。

（市民の会第二 坂本三郎）

議案第77号反対討論：自治基本条例は、市民間の混乱や当局と議会の二元代表制に与える影響、一部団体によって市政が混乱・停滞する可能性など多くの問題を抱えている。条例案によると、10人以上の連署をもってすればまちづくりに関する政策を市長等に対して提案可能なことや、その検討結果に不服があるときは市長等に対して再度検討することを申し出ることができる権限など二元代表としての議会の権能が無視されていると考える。

11万5,000人の三田市民のうちわずか1%未満の外国人に対し、国籍を保持する99%の市民が知らぬ間にそこまでの権利を与える必要性は見当たらない。大阪など他の自治体では、住民投票に外国人も含めた条例を制定したところもあるが、いろんな問題が出てきている。この条例案が制定されれば、いつか住民投票にまで発展し、最終的には参政権を外国人に与えてしまう可能性もある。当条例案はそのような条例であるということを再認識していただきたい。

（草莽の会 前中敏弘）

請願名

請願第12号 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定の撤回を求める意見書を国へあげようとする請願書

本年7月1日の「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定は、「集団的自衛権の行使は憲法第9条により許されない」とする政府解釈を憲法改正手続なしに変えてしまうという違憲の閣議決定である。海外での武力行使・武器使用を可とする、この閣議決定の撤回を訴える意見書の提出を求める請願。

賛成 採択に 反対

【市民の会第二】檜田、坂本 【日本共産党】長尾、長谷川、中田

【草莽の会】笠谷、森本、福田、今北、前中
【市民の会第一】関口、家代岡 【新政みらい】佐貫、肥後、田中、厚地
【公明党】大西、松岡、平野 【無党派】北本

請願第12号賛成討論：この閣議決定は憲法第9条により禁止されていた集団的自衛権の行使を容認するものであり、憲法改正手続を定めた憲法96条違反にあたる。集団的自衛権の行使容認という重要事項は憲法改正手続を踏むべきであり、国会での審議なく閣議決定で解釈変更をしたことは問題である。その時々々の政府の都合で憲法解釈を変えられれば、民主主義が根本から揺るがされ、日本が世界に誇る平和憲法である9条を形骸化する恐れがある。集団的自衛権行使の本質は、同盟国支援のための海外派兵である。国民には時間をかけた冷静な議論をさせず、与党だけで憲法を破壊する、国民不在のやり方は問題である。戦後69年間、平和を守ってきた日本がどうして戦争に近づかなければならないのか。日本が武力を行使できるようになることは、他国との緊張を生むことはあっても、平和にはつながらない。日本が過去の侵略戦争への反省をもとに徹底した平和外交で臨む姿勢こそが、平和な社会の礎になるものと考えます。（日本共産党 長尾明憲）

請願第12号反対賛論：となりの家が火事でも消火活動に従事せず現場に金だけ置いていくのが我が国の安全保障のスタンスである。しかし、昨今は各国の軍事力の変化や核兵器の拡散、テロなどパワーバランスが急変しており、となりの火事が飛び火しやすくなっていることだ。日本を取りまく平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼しているのに銃口を向けられている現状において、平和を堅持するためには我が国に友好的な他国との信頼関係を積極的に構築していくほかない。

今回の政府解釈の変更は、国民の生命・財産を守るための固有の自衛権に基づく必要最小限度の受動的・限定的な措置であり、自衛隊が武力行使を目的として他国での戦闘に参加するようなことはなく憲法第9条違反に当たらない。違憲かどうかは最高裁判所が判断する。憲法改正の必要性や多くの関連法は国民の代表が集う国会で専門的見地から審議されるので、議論を見守ればよい。（草莽の会 笠谷圭司）

10月臨時会
認定議案名

認定第1号 平成25年度三田市一般会計歳入歳出決算認定について

平成25年度三田市一般会計歳入歳出決算について監査委員の意見を付けて議会の認定を受けようとするもの。

賛成 認定に 反対

【草莽の会】笠谷、森本、福田、今北、前中 【新政みらい】佐貫、田中、厚地
【市民の会第一】西上、関口、家代岡 【市民の会第二】檜田、坂本
【公明党】大西、松岡、平野 【無党派】北本

【新政みらい】肥後 【日本共産党】長尾、長谷川、中田

反対・賛成討論の要旨は7ページ下をご覧ください。

【請願】 市民の要望や意見を市に伝える方法の一つで、1名以上の議員の紹介により請願書を提出できます。議長はこれを随時受理し、直近の本会議で所管の委員会へ付託するなどしながら最終的な判断（採択か不採択など）が出されます。
【陳情】 請願と似通ったものですが、紹介議員は必要ありません。郵送での提出もできますが、市外からの郵送で受理された陳情については審査は行わず、所管の委員会への配布のみとなります。慎重に審査しますが、最終的な判断（採択か不採択など）は行いません。
【意見書】 地方自治法の規定により、地方公共団体の公益にかかわる事柄に関して、議会の議決に基づき、意見書として内閣総理大臣他に提出できます。三田市議会でも意見書案を本会議で採択します。また、市民等から意見書提出を求める請願が提出されることもあります。意見書に法的拘束力はありませんが、住民代表である議会の総意として尊重されます。

全議員が賛成した議案等（承認、可決、同意、採択）

予算 平成26年度三田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） など予算案件4件

条例 三田市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について など条例案件9件

その他 （仮称）三田市新庁舎建設工事（建築）請負変更契約の締結について などその他案件9件、人事案件1件、意見書案1件（10月臨時会）平成25年度決算認定議案9件

その他 サッカーができる一般サイズの芝生グラウンド創設に関する請願書 など請願2件